平成２２年（フ）第４９号
宮城県石巻市鹿妻南５丁目１番13号、前住所宮城県石巻市蛇田字南経塚29番地３
破産者　杉山　　勲
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第６９号
宮城県石巻市鹿妻北１丁目３番３－２号
破産者　及川　正義
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第８３号
宮城県石巻市貞山１丁目７番３号、前住所宮城県石巻市大街道北４丁目４番82号　ふぁーむタウン・つぐいＤ棟
破産者　西條　正明
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第２９８号
秋田市下浜羽川字下山107番地
破産者　進藤　直美
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３０４号
秋田市寺内油田３丁目18番23号
破産者　髙橋　邦彦
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１号
秋田県横手市朝日が丘３丁目17番２号
破産者　伊藤　弘二
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第５４号
秋田県大仙市協和船岡字上一ノ渡234番地２、住民票上の住所秋田県大仙市協和船岡字上一ノ渡179番地
破産者　長沢　浩徳（旧姓高山）
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２１年（フ）第２９２号
山形県西村山郡河北町谷地戊92番地第２号
破産者　和田宗一郎
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１８９号
横浜市港北区仲手原１丁目18番30―116号
破産者　野坂　昇志
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６８１号
神奈川県大和市深見台１丁目11番14号　グリーンハイム103号
破産者　熊谷　　久
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３４号
静岡県磐田市草崎671番地７
破産者　木村　徹之
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第３４１号
静岡県浜松市西区舞阪町弁天島2658番地の252
破産者　木嶋俊二郎
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第８６号
奈良県桜井市大字外山1583番地の２、前住所大阪府大東市深野３丁目22番25号
破産者　大丸理容こと　松本　道義
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１３７号
奈良市学園大和町６丁目1542番地の392　216号
破産者　月村　美穂
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第７８８号
愛媛県松山市北土居４丁目７番63号
破産者　渡邊　　熙
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第２３２号
愛媛県松山市東石井３丁目５番11号　コーポパークサイドＣ102号
破産者　松尾　瑠美
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

免責許可決定

平成２２年（フ）第７９５号
大阪府柏原市平野２丁目８番11号　山口方、前住所兵庫県丹波市青垣町佐治85番地２　県営住宅佐治鉄筋団地207号
破産者　芦田　史興
1　決定年月日　平成22年９月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８１８号
大阪府柏原市古町２丁目９番40―116号
破産者　南　さおり
1　決定年月日　平成22年９月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８７８号
大阪府羽曳野市島泉７丁目14番５号
破産者　城　みどり
1　決定年月日　平成22年９月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９２５号
堺市堺区協和町２丁77番地　西団地３号館305号
破産者　播磨　忠行
1　決定年月日　平成22年９月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係